

平成 25 年 3 月 29 日  
自 動 車 局

## 適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への速報等の設定について (自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長通達の発出)

貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）は適正化事業の一環として、トラック事業者に対する巡回指導、改善指導等に取り組んでいます。

この度、巡回指導において、事業者の改善の徹底を図り、指導業務の実効性を確保するため、点呼を全く実施していないと疑われる営業所等であった場合の速報をはじめ、指導時において発見された不適切な業務についての国土交通省への報告、連携等の仕組みを整備し実施することとしました。

国土交通省は、適正化事業実施機関と連携を強化し、監査への活用等、適切な事後チェックを推進します。

### 1 概要

#### (1) 速報事案の設定

以下に該当する営業所については、適正化事業実施機関は運輸支局に速報する。

- ・ 点呼を全く実施していないと疑われる営業所
- ・ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所
- ・ 定期点検（3月点検・12月点検）を全く実施していないと疑われる営業所

#### (2) 定期報告事案の整理

以下に該当する営業所については、適正化事業実施機関は運輸支局に定期的（おおむね1ヶ月ごと）に報告する。

- ・ 巡回指導における評価が「大変悪い」（E評価）営業所で、指導に対し、3ヶ月以内に改善措置を講じないもの
- ・ 巡回指導を拒否する営業所
- ・ 社会保険・労働保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

#### (3) 定例会議の設置と相談体制の強化

以下に該当する営業所については、運輸支局と適正化事業実施機関において設置する定例会議において、個別に相談する。

- ・ 悪質であるが構成要件該当性の判断が困難な違反が疑われる営業所（違法性が明白な場合は即時に相談）
- ・ 記録簿の改ざんが疑われる営業所（改ざん行為が明白な場合は即時に相談）
- ・ 巡回指導における評価が「悪い」（D評価）営業所で、指導に対し、3ヶ月以内に改善措置を講じないもの

### 2 スケジュール

発出：平成 25 年 3 月 29 日

施行：平成 25 年 10 月 1 日